

佐賀県告示第 226 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、その命令の内容を次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 区域及び期間

(1) 区域

唐津市に存する松林の区域のうち次の区域とする。

（「次の区域」は省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部林業課及び唐津市農地林務課に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成 29 年 5 月 13 日から平成 29 年 7 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれのある松林を所有し、又は管理する者は、当該松林において航空機を利用した薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため

5 その他必要な事項

(1) 3 に掲げる措置を行う場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。

らない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、唐津農林事務所長を經由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。